パブリックコメント手続の流れ

政策等の案の策定
【所管課】

→ 議会への説明

政策等の案の公表・意見等募

公表する事項【所管課】

・政策等の案
・作成した趣旨、目的、背景等
・村民が理解するために必要な資料
・意見等の提出先、提出方法
（所管課窓口への持参・郵便・ファクシミリ・電子メール）
・提出期限
（公表の日から 20 日以上の期間を設ける）
・その他意見等の提出に必要な事項

公表方法【所管課及び広報担当課】

・村ホームページ
・実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
・その他必要に応じた方法による周知
（広報・説明会・報道機関への情報提供等）

村民が意見等提出

・住所、氏名を明示
・主たる事務所の所在地、名称及び代表者名を明示
（法人及びその他の団体）

反映できる意見

意見等に基づき案を修正
【所管課】

反映できない意見

反映できない理由や実施機関としての考え方を整理　【所管課】

意思決定した政策等の公表

公表事項【所管課】

・意思決定した政策等
・提出された意見等の概要と実施機関の考え方
・案を修正した場合はその修正内容
・意見等を反映できなかった場合はその理由

公表【所管課及び広報担当課】

・村ホームページ
・実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
・その他必要に応じた方法による周知
（広報・説明会・報道機関への情報提供等）

政策等の実施

・条例等議会の議決を要するものは議案として提案